

問 道の駅「おおき」 のお客様への周知 方法について伺う。

町長 4月6日のグラン
ドオープンを町内外に広く
宣伝するために、周辺地域
を含め約6万部の新聞折り

込みを予定している。

また、インターネットブ
ログによる宣伝やマスコミ
への情報提供を予定している。
特にマスコミに大きく記事
掲載していただけるよう話
題性のあるイベント企画を
計画し、あまりお金をかけ

ず効果的な宣伝を工夫して
いるところである。

議員からご指摘の、日付
の入っていない看板は道の
駅設置工事をお知らせする
ために、1月下旬に設置し
たものである。現在は4月
6日のランドオープンをお
知らせする看板に替えて
設置している。

また、4月3日には開駅
式典と、主に町民の皆さん
向けの記念イベントの開催
を予定している。当日はJ
Aさんが、町の特産物の販
売や試食会を予定しており、
町民の皆さんに新しい道の
駅施設をお披露目したいと
思っている。

4月3日の開駅記念イベ
ント及び4月6日ランド
オープンについては、区長
さんを通じて回覧により町
民の皆さんへのご案内を行
っている。

今後の導入計画は。

町長 道の駅「おおき」は、
地域農業を元気にすることや、
安心・安全農産物を提供し
たり、郷土料理を地域の皆
さんに食べていただくこと
を通じて、地産地消を推進
する拠点施設としての役割
を期待している。

今後の展開によつては、
当初の目的に沿った、新た
な施設やテナントなどを検
討することもあり得る。当面
これらの施設の運営が軌道
に乗り、地域住民の皆さん
や農家の皆さんに喜んでい
ただけるようにすることを
目指す。

町長 子ども手当につい
ては、この法案の第14条にお
いて、「子ども手当の支給
を受ける権利は、譲渡し、
担保に供し、又は差し押さ
えることができない」と規
定されており、受給者の保
護がなされていることから、
町税、使用料、給食費等の
未納分との相殺は出来ない
と考えられる。

しかし、今回の法案は4月
から1年限りの措置であり、
2011年度に向け新たな
法案が提出されることにな
るが、その中で、学校給食
費や保育所の利用料や地方
税の滞納分を「子ども手当」
から充当できる制度の導入
も検討されていると聞いて
いる。

平成22年度については、子
ども手当支給の際に、給食
費等の滞納者に対し納付の
相談を実施し、善良な納税
者に不満を抱かせないように
結果にならないように努め
ていきたい。

問 農産物直売所、レ
ストラン以外のテ
ナントを入れる計画は
なかったのか。また、

問 子ども手当が支給
される際、大木町
としては、子どもの学
校給食費滞納者や税金・
国民年金滞納者へも全
額支給するのか。最初
に全額支給して、また、
滞納されてしまったら
どうするのか。



道の駅のオープン